



<http://konno-norito.com/>

e-mail : konno@konno-norito.com

横浜市議員

活動レポート

(H30.6発行)

この典人事務所

〒226-0003 横浜市緑区鴨居 3-1-14-105 ☎045-929-3030 fax045-342-4330

この典人

活動中

横浜市の中期計画(素案)では、「IRについては、国の動向を見据え、検討します。」...

「カジノ」はいらない！

治安の悪化
ギャンブル依存症

いよいよ「カジノ(賭博場)」を含む統合型リゾート(IR)が、日本国内に開設されようとしています。19日、衆議院で採決され、具体的な開設は時間の問題です。

今後は、各自治体やその議会の判断で開設可否かを決めることになると考えられます。

ギャンブル依存症、治安悪化など様々な問題や不安を抱えるカジノを絶対に開設させないために徹底した取り組みが必要です。

■周辺の質屋の多さにビックリ！

私は、国会で何度かカジノ法案が話題に浮上した際に、幾つかのカジノ施設を実際に視てきました。とりわけ自国民が入場できる韓国のカンウォンランドでは、ごくごく普通の人たちが家族連れでホールに吸い込まれるように入場していく光景に驚かされました。また、周辺の質屋の数の多さにもびっくりしました。カンウォンランドはソウルから車で200キロ以上離れた所にあります。それでも3時間以上かけて行く車が朝から晩まで絶えないのです。

■自国民向けが圧倒的な売上・入場者数

韓国にはカジノが17カ所あります。そのうち16カ所は外国人専用であり、自国民が利用できるのは1カ所(カンウォンランド)のみです。しかし、売上高、入場者数共に自国民が入場できるカジノ施設が16カ所の合計を上回っているのです。

表 入場者数と売上高 (2016年データより)

	カンウォンランド (自国民可)	16施設合計 (外国人専用)
売上高	1,422億円	1,377億円
入場者数	317万人	236万人

(出典) 射幸産業統合監督委員会ウェブサイトより

■地域への経済効果は疑問、自殺は増

一般的にカジノ推進派の人たちは、雇用が増える、周辺への経済効果が期待できる、税収が増えると言っています。しかし、ラスベガスでのツアーに同行していた現地ガイドは、「お客さんは結局カジノ以外にはお金は使わない」と、カジノによる周辺への経済的な効果は期待できないとのことでした。

カジノ反対派の人は、破産による自殺者の増加、ギャンブル依存症の増加、マネーロンダリング、暴力団等の資金源化、周辺の治安悪化を指摘します。実際にマカオでのツアーガイドは「自殺が多い」と説明していました。

■国内・横浜開設は絶対反対！

マスコミ報道によるとカジノを含むIR開設の有力な候補地として、横浜を含む幾つかの都



市が取り上げられています。横浜市は、市長選以降「IRは白紙」としてきましたが、現在作成中の「中期4カ年計画」では「IRは、国の動向を見据えて、検討する。」としています。横浜はもちろん国内にカジノを含むIR施設を開設させてはなりません。既にギャンブル依存症の疑いがある日本人は536万人(厚労省)、市民生活に悪影響が及ぶ可能性のあるカジノの導入に対して私は絶対反対です。

法律相談

荒井俊通 弁護士
(無料)
事前予約が必要です

市民相談

お困りごとは
こんの典人へ
気軽にご相談ください

第2回定例会報告

平成30年第2回定例会は、5月17日から6月5日まで開催されました。市長から提出された人事議案3件、一般議案17件、また、議員提出の議案1件が可決されました。

主な市長提出の議案は以下の通りです。

横浜市市税条例の一部改正

(内容)

■地方税法等の一部改正に伴う関係既定の整備

①固定資産税の課税標準の特例措置にかかる課税割合の設定

中小事業者が生産性向上のために行う新たな設備投資を後押しするため、一定の先端設備等について、地方自治体の判断で固定資産税をゼロ以上2分の1以下とする特例措置が創設されたことから、横浜市として課税割合をゼロにして設備投資を活発化させようとするものです。

②市たばこ税の税率の変更

市たばこ税の税率を3段階で見直す地方税法の改正があったことに伴い、横浜市においても税率を同様に変更するものです。

○市たばこ税の税率変更 (税率:1,000本当たり)

現行	改正案		
	H30.10.1	H32.10.1	H33.10.1
5,262円	5,692円	6,122円	6,552円

区の設定並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部改正

(内容)

■緑区における町区域の設定に伴う改正

緑区の区域に中山一丁目、中山二丁目、中山三丁目及び中山四丁目を加えるものです。

緑区中山町第一次地区実施予定区域図



横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正

(内容)

■放課後児童支援員の資格要件を教諭資格だけでなく、5年以上同事業に従事したのものにも拡大するものです。

旅館業法施行条例の一部改正

(内容)

■旅館業法等の一部改正に伴う関係既定の整備

①新たに「旅館・ホテル営業」に関する構造設備基準を規定するものです。

②簡易宿所営業のフロントの代替え設備として、宿泊者の確認を適切に行うための設備を設けること。衛生上の危害の発生を防止するため常駐又は宿泊者の求めに適切に対応できる体制を整備すること。その他、客室・入浴設備・便所の基準などを見直すものです。

横浜市上郷・森の家の指定管理者の指定と上郷・森の家改修運営事業契約の締結

(内容)

■上郷・森の家(栄区上郷町)の指定管理者の指定
指定管理者を上郷フォレスト PFI 株式会社に指定し、期間を平成29年2月~47年3月31日とするものです。

■上郷・森の家の改修運営事業契約の締結

上郷・森の家の設計、修繕、工事管理、維持管理及び運営を上郷フォレスト PFI 株式会社と契約するものです。契約金額は約19億9千万円、契約確定日から平成47年3月31日までとするものです。

その他に以下のような議案も議決されています。

<市第6号議案>

地区計画の決定に伴う建築物等の制限の追加

恩田駅南地区、栄上郷町地区・泉ゆめが丘地区

<市第7号議案>

横浜市立学校条例の一部改正

箕輪小学校を設置

<その他>・・・etc

